

徳島県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
合同会社ウィズ訪問看護ステーション	徳島市かちどき橋二丁目三七番地	合同会社ウィズ訪問看護ステーション	徳島市北田宮四丁目一〇四三クレセント一〇三	同	令和四年七月一日
えがふる株式会社	同 北沖洲二丁目一番五〇七〇七号	えがふる訪問看護ステーション	同 北沖洲二丁目二一四	同	同